5　日本国政府は、好ましくないと認めるパプアニューギニア独立国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、パプアニューギニア独立国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

日本国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてパプアニューギニア独立国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年十月十三日に東京で

（在日本国パプアニューギニア独立国大使館から日本国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.41／2015

口上書

在日本国パプアニューギニア独立国大使館は、日本国外務省に敬意を表するとともに、パプアニューギニア独立国政府が、査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年十一月二十四日から次の措置をとる用意を有することを同外務省に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でパプアニューギニア独立国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、査証を取得することなくパプアニューギニア独立国に入国することができる。

2　(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってパプアニューギニア独立国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくパプアニューギニア独立国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってパプアニューギニア独立国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、パプアニューギニア独立国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するパプアニューギニア独立国の法令に服することを免除するものではない。

4　パプアニューギニア独立国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　パプアニューギニア独立国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくパプアニューギニア独立国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　パプアニューギニア独立国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在日本国パプアニューギニア独立国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて日本国外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年十月十三日に東京で

○外務省告示第三百九十二号

平成二十七年十月二十三日にマニラで、ラワアン市及びマラブット市行政庁舎再建計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ラワアン市及びマラブット市行政庁舎再建計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　石川和秀在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十七年十一月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九十三号

平成二十七年十月二十四日にドゥシャンベで、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びアフガニスタン・イスラム共和国におけるバッタ管理対策改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　バッタ管理対策改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億九千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　小池孝行在タジキスタン大使

国際連合食糧農業機関側　ヴィオレル・グトゥ在タジキスタン代表

平成二十七年十一月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九十四号

平成二十七年十月二十四日にドゥシャンベで、第二次ハトロン州ピアンジ県給水改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次ハトロン州ピアンジ県給水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二億六千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　小池孝行在タジキスタン大使

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十七年十一月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九十五号

平成二十七年十月二十五日にタシケントで、ナボイ州総合医療センター機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ナボイ州総合医療センター機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億八千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　加藤文彦在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　エリヤル・ガニエフ対外経済関係投資貿易大臣

平成二十七年十一月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九十六号

ブルンジ共和国政府及びタジキスタン共和国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を、それぞれ、平成二十六年六月十日及び平成二十七年二月二十日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十七年二月十三日にブルンジ共和国について、また、同年十月三十一日にタジキスタン共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十六年十二月二十四日付け及び平成二十七年九月八日付けオランダ王国外務省通知）

平成二十七年十一月四日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県高梁市成羽町佐々木字星迫山ノ神四二八から四三〇まで、四三一の一

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字星迫山ノ神四二八から四三〇まで・四三一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　岡山県高梁市成羽町坂本字小ノ原奥二五三、二五六、二五八、字家ノ奥二五四の一、二五四の二、二五五、二五九、三五九から三六一まで、三六五、字家ノ奥道下夕三五七、三五八、三六三、字小屋治郎谷三六七、三六九、三七〇の一、字本谷箕ノ平三六八、三七一、字本谷中山三七二、三七三、字本谷隠地三七四、三八〇、字寺山三七五、字長ソウリ日名四一六から四一八まで、字家ノ奥日名四一九

二　(一)